東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業

令和6年4月報酬改定に伴うサービスコードの主な改正点

令和6年4月

訪問型介護予防サービス（A2）

・基本報酬据え置き
・基本報酬のサービス名称を変更
　例. [1111]訪問型介護予防サービスⅠ⇒訪問型介護予防サービス11
・回数単位を一本化
（旧）訪問型介護予防サービスⅣ、Ⅴ、Ⅵを、訪問型介護予防サービス21（287単位）に一本化
・高齢者虐待防止未実施減算、業務継続計画未策定減算を新設
・同一建物減算を細分化
・口腔連携強化加算を新設

訪問型生活援助サービス（A3）

・基本報酬を上方改定
・基本報酬の改定に伴い、処遇改善加算の単位数を上方改定

通所型介護予防サービス（A6）

・基本報酬を上方改定（運動器機能向上サービスを包含）
・基本報酬のサービス名称を変更
　例. [1111]通所型介護予防サービスⅠ⇒通所型介護予防サービス11
・高齢者虐待防止未実施減算、業務継続計画未策定減算を新設
・送迎減算（片道につき-47 単位）を新設
・運動器機能向上加算を廃止、それに伴い複数サービス実施加算、事業所評価加算を廃止
・一体的サービス提供加算を新設
　栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合1月につき480単位を加算

通所型型短時間サービス（A7）

・基本報酬を上方改定
・基本報酬の改定に伴い、処遇改善加算及びベースアップ等支援加算の単位数を上方改定

介護予防ケアマネジメント（AF）

・基本報酬を上方改定
・高齢者虐待防止未実施減算、業務継続計画未策定減算を新設

※令和6年6月には、A2、A3、A6、A7 の処遇改善加算の上方改定を予定

★新サービスコード掲載 URL
https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000019336.html

訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

告示改正

■　訪問系サービス及び短期入所系サービスにおいて、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。

訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【単位数】

＜現行＞
なし

▶

＜改定後＞
口腔連携強化加算　50単位/回（新設）

【算定要件等】

○　事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、１月に１回に限り所定単位数を加算する。

○　事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

感染症や災害への対応力向上

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

告示改正

■　感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。＜経過措置１年間（※）＞

全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）

【単位数】

業務継続計画未策定減算	施設・居住系サービス	所定単位数の100分の３に相当する単位数を減算（新設）
	その他のサービス	所定単位数の100分の１に相当する単位数を減算（新設）

（※）令和７年３月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、 居宅介護支援については、令和７年３月31日までの間、減算を適用しない。

【算定要件】

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合

高齢者虐待防止の推進

高齢者虐待防止の推進

告示改正

■　利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）

【単位数】

高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の１に相当する単位数を減算（新設）

【算定要件】

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

※福祉用具貸与については、３年間の経過措置期間を設ける。